

別表1（第6条関係）

事業名	事業内容	対象経費	補助率	補助上限額
1. 定住促進賃貸住宅建設補助	町内に世帯向け賃貸住宅を建設する者に対する補助	対象物件の建設に要した費用	3/10	1戸あたり 100万円
2. 定住促進住宅（賃貸）リフォーム補助	町内の世帯向け賃貸住宅のリフォームを行う者に対する補助	(1)住宅の修繕、補修（一部増築を含む。）工事 (2)建物の内外装の改修工事 (3)給湯器、風呂、台所、トイレ及び暖房設備の修繕、補修及び取り替え工事	3/10	戸建て住宅 1戸あたり 50万円 集合住宅 1棟あたり 50万円
3. 移住促進住宅リフォーム補助	町内の空き家を民泊施設又は移住体験住宅としてリフォームを行う者に対する補助	(1)住宅の修繕、補修（一部増築を含む。）工事 (2)建物の内外装の改修工事 (3)給湯器、風呂、台所、トイレ及び暖房設備の修繕、補修及び取り替え工事	3/10	1棟あたり 50万円